

商用水素ステーション整備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 商用水素ステーション整備支援事業(以下、「本事業」という。)は、商用水素ステーション整備支援事業費補助金(以下、「補助金」という。)を県内で商用水素ステーションを整備する者に交付することにより、水素社会の実現に向けた燃料電池自動車の普及を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車
燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号表の交付を受けた自動車
- (2) 商用水素ステーション
燃料電池自動車に燃料として水素を供給する定置式の供給設備で商用に供するもの
- (3) 経済産業省補助金
一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)

(実施主体)

第3条 本事業による補助の対象とする事業の実施主体は、県内で商用水素ステーションを整備する法人又は個人事業者であって、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 県税(個人住民税を含む。)の滞納がないこと。
- (2) 補助対象設備について経済産業省補助金の交付決定を受けていること。

(補助対象設備及び補助要件)

第4条 補助の対象となる設備及び補助要件は、以下のとおりとする。

- (1) 経済産業省補助金の対象となる商用水素ステーションを栃木県内に設置するものであること。
- (2) 水素供給能力300N m³/h以上の定置式設備であること。
- (3) 商用を目的とするものであること。

(財政的支援)

第5条 知事は、本事業の推進を図るため、別に定めるところにより、補助金を補助対象者に交付するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表第1により算出した額とする。

(事業計画書)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、知事が別に定める日までに、事業計画書(別記様式第1)を提出するものとする。

(事業計画の採択)

第8条 知事は、事業計画書が提出された場合において、審査を実施し、補助金を交付することが適当と認める場合は、事業計画の採択の内示を行うものとする。

(事業効果の把握)

第9条 補助対象者は、事業の実施に当たっては利用状況等を把握するものとし、また、知事の求めに応じてこれらの情報を提供するものとする。

(事業の実施状況等の確認)

第10条 知事は補助対象者に対し、補助対象事業の実施及び経理処理状況について必要な調査を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から令和2(2020)年3月31日までに当該設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則
この要綱は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 4（2022）年 3 月 31 日までに当該
設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

附 則
この要綱は、令和 3（2021）年 3 月 31 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 6（2024）年 3 月 31 日までに当該
設備を整備し、操業開始した場合に適用する。

別表第1 補助対象経費及び補助金の額

(1) 補助対象経費

経費区分	費目
1 設備機器費 (水素供給設備一式)	(1)受電設備 (2)原料ガス設備 (3)水素製造装置 (4)液化水素貯槽、気化器 (5)水素輸送用設備・接続装置 (6)圧縮器 (7)蓄圧器 (8)ディスペンサー (9)プレクーラー (10)冷却水装置 (11)計装空気設備・窒素設備 (12)散水設備・貯水槽 (13)制御装置・監視装置・検知警報設備 (14)その他(その他水素を燃料として燃料電池自動車に供給するために必要な設備)
2 設計費	(1)設計費(土質調査・測量を含む。) (2)官公庁申請費
3 設備工事費	(1)基礎工事費 (2)撤去工事費 (3)現地配管工事費 (4)据付工事費 (5)試運転調整費 (6)舗装工事費 (7)給排水設備工事費 (8)照明設備工事費 (9)電気工事費
4 工事負担金	(1)本支管工事負担金(敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金(申請者がガス事業者の場合は対象外)) (2)給水配管・排水配管工事負担金 (3)電気の供給設備に関する工事費負担金
5 経費・管理費	(1)共通仮設費 (2)現場管理費 (3)一般管理費 (4)諸経費

(2) 補助金の額

水素供給能力	補助率	補助上限額
300N ³ /h以上	補助対象経費の1/4以内	100,000千円

※補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別記様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

栃木県知事

様

(申請者)

住所

名称

代表者氏名

連絡担当者氏名

電話

(申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入)

年度商用水素ステーション整備支援事業 事業計画書

商用水素ステーション整備支援事業実施要綱第 7 条に基づき次のとおり提出します。

1 事業の実施主体

2 事業計画

(1) 着工予定期間

年 月 日 (着手) ~ 年 月 日 (竣工)

(2) 事業の目的

(3) 事業概要

整備場所

(4) 事業費